

目黒区手話言語条例（仮称）骨子案のパブリックコメントの実施について

1 経緯

手話は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）及び障害者の権利条約（平成二十六年条例第一号）において、言語として明確に位置付けており、手話を必要とする方が生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。

東京都は、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、東京都手話言語条例を制定し、令和4年9月1日に施行した。

本区においても、令和6年3月に策定した新たな目黒区障害者計画において、手話言語に関する条例制定に向けた取組を掲げているところである。手話は言語であるとの認識の下、基本理念や区の責務、施策の推進等を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会を目指した条例の制定に向けて、具体的な取組を進めてきた。

2 条例制定に向けた検討組織の設置

「目黒区手話言語条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、目黒区聴覚障害者協会及び社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの当事者、健康福祉部長、福祉総合課長、障害施策推進課長、障害者支援課長、教育委員会事務局教育支援課長、都立大塚ろう学校長を構成委員とする検討組織により、具体的な検討を進めてきた。

なお、必要に応じて、区内で手話通訳や難聴者・中途失聴者の地域活動を行っている団体等の方を関係者として検討委員会に出席を求め、意見を聴く機会を設けた。

3 経過

| | |
|-----------|-------------------|
| 令和6年6月28日 | 目黒区障害者自立支援協議会 |
| 7月9日 | 第1回検討委員会 |
| 8月2日 | 第2回検討委員会 |
| 8月14日 | 目黒区障害者差別解消地域支援協議会 |
| 8月22日 | 第3回検討委員会 |
| 9月6日 | 第4回検討委員会 |

4 条例骨子案及び提出要領等説明チラシ

別添資料のとおり。

5 条例骨子案のパブリックコメント

(1) 実施期間 10月15日～11月14日

(2) 周知方法 区報、区ウェブサイト（手話動画含む）、区有施設や障害者団体等に配付

(3) 提出方法 郵送、持参、FAX、メール、フォームメール、手話動画等

6 今後の予定

| | |
|-------------------|------------------|
| 令和6年10月15日～11月14日 | 条例骨子案のパブリックコメント |
| 12月下旬 | パブリックコメントの実施結果公表 |
| 令和7年 2月 | 第一回区議会定例会に条例案を提出 |
| 4月1日 | 条例施行 |

以 上